四　共同施設の設置その他共同経済事業の促進に関する事項
共同ラベル、共同びん、共同販売等の共同化の確立、生産の専門化等共同事業の促進を図る必要がある。なお、これらの協業化に必要な施設の設置のための資金については、特別の考慮が必要である。
五　取引関係の改善に関する事項
企業経営改善のため、空びんの保証金の徴収等によつて、びんのリンク体制を整備する必要がある。なお、物品税制度並びにラムネの生産及び出荷についての調整事業については、慎重に検討する必要がある。

○農林省告示第四百十三号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十五条第二項において準用する第十一条第一項の規定に基づき、種馬鈴しよ検疫規程（昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、昭和四十年四月一日から施行する。
昭和四十年三月三十日
農林大臣　赤城　宗徳

第三条を次のように改める。
（対象有害動植物）
第三条　法第十三条第三項の有害動物及び有害植物は、左の通りとする。
一　有害動物
じゃがいもが
二　有害植物
馬鈴しよバイラス、輪腐病菌、そうか病菌、粉状そうか病菌、黒あざ病菌、疫病菌及び青枯病菌
第七条第二項を次のように改める。
2　前条第一項第二号のほ場検査は、ほ場別、品種別にほ場に生育中のすべての馬鈴しよについて行なう。
第七条第二項の次に次の一項を加える。
3　前条第一項第三号の生産物検査は、ほ場別、品種別に任意抽出の方法によつて行なう。
第八条第一号(2)中「あぶら虫の発生が比較的少ない地域にあり、かつ、ほ場に隣接する土地に馬鈴しよバイラス病にり病しているなす科の植物が生育していない等」を「あぶら虫及びよこばいの発生が比較的少ない地域にある等」に改め、同条第二号(2)中「又はちよういい病」を削り、(3)の次に次のように加える。
(4)　馬鈴しよバイラス病を媒介するあぶら虫及びよこばいの発生の程度が軽微であること。
第八条第三号中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。
(2)　じゃがいもが発生している地域においては、じゃがいもが根除するために必要な消毒が行なわれ、かつ、じゃがいもによる被害が認められないものであること。

○農林省告示第四百十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
昭和四十年三月三十日
農林大臣　赤城　宗徳

一　解除に係る保安林の所在場所
山形県米沢市大字李山字明道（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的
水源のかん養
三　解除の理由
索道施設敷地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○通商産業省告示第百四十三号
輸出向け洋がさ調整規則（昭和三十五年通商産業省令第百十三号）第三条の規定に基づき、昭和四十年四月から同年六月までの調整期間に係る総調整数量を次のように定める。
昭和四十年三月三十日
通商産業大臣　桜内　義雄

地域ごとの総調整数量は、次のとおりとする。
甲地域　十万四千調整単位
乙地域　九万七千調整単位

○通商産業省告示第百四十四号
洋がさ骨調整規則（昭和三十六年通商産業省令第八十六号）第五条の規定に基づき、昭和四十年四月から同年六月までの調整期間に係る総調整数量を次のように定める。
昭和四十年三月三十日
通商産業大臣　桜内　義雄

種類ごとの総調整数量は、次のとおりとする。

種類	総調整数量
なが骨または折りたたみ骨	九十五万ダース
みそ地金	百三十七万六千キログラム
中棒	百十五万ダース
上ろくろまたは上ろくろ	二百十六万ダース

○通商産業省告示第百四十五号
自転車用ベル調整規則（昭和三十六年通商産業省令第二十号）第三条の規定に基づき、昭和四十年四月から六月までの調整期間に係る国内向け総調整数量および輸出向け総調整数量を次のように定める。
昭和四十年三月三十日
通商産業大臣　桜内　義雄

国内向け総調整数量　百三十三万個
輸出向け総調整数量　五十万個

○通商産業省告示第百四十六号
輸出向け夏眼鏡ケース調整規則（昭和三十五年通商産業省令第百二十二号）第三条の規定に基づき、昭和四十年四月から七月までの調整期間に係る総調整数量を次のように定める。
昭和四十年三月三十日
通商産業大臣　桜内　義雄

七十万個

○通商産業省告示第百四十七号
九州地区セメントがら調整規則（昭和三十五年通商産業省令第百二十九号）第十四条の四の規定に基づき、昭和四十年四月から同年六月までの調整期間に係る総調整数量を次のように定める。
昭和四十年三月三十日
通商産業大臣　桜内　義雄

五十九万調整単位

○通商産業省告示第百四十八号
関東地区畳床調整規則（昭和三十六年通商産業省令第十九号）第五条の規定に基づき、昭和四十年四月から六月までの調整期間に係る総調整数量を次のように定める。
昭和四十年三月三十日
通商産業大臣　桜内　義雄

百六十一万畳

○通商産業省告示第百四十九号
輸出向け家庭用ミシン調整規則（昭和三十五年通商産業省令第百十五号）第五条の規定に基づき、昭和四十年四月一日から始まる調整期間に係る総調整数量を次のように定める。
昭和四十年三月三十日
通商産業大臣　桜内　義雄

種類および地域ごとの総調整数量は、次のとおりとする。

種類	地域	総調整数量
輸出向け家庭用直線本縫ミシン	第一地域	八万台